

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

臨時雇用の場合

自己の都合による2週間未満の退職の場合100%、2週間以上1か月未満での退職の場合50%を紹介手数料から返金する。

常用雇用の場合

自己の都合による1か月未満の退職の場合80%、1か月以上2か月未満での退職の場合50%、2か月以上3か月未満での退職の場合20%を紹介手数料から返金する。

※また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上